

第2次芦別市環境基本計画（素案）についての意見公募結果

令和2年1月27日

第2次芦別市環境基本計画（素案）について、市民の皆様からご意見を募集したところ、2人から、15件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する市の考え方については、次のとおりです。

No	素案 頁	意見の概要	意見に対する市の考え方※
1	18	環境問題に関する出前講座や学習会に、市民の参加をどのように促すかについて記載が必要。	原案においては、「市民や団体により環境問題に関する学習会等が開催されるよう、生涯学習まちづくり出前講座を広報紙等で周知します。」に修正いたします。 A
2	18	環境活動に取り組む市民への支援方法について記載が必要。	原案においては、「市民や団体が環境に関する学習会を開催する際は、生涯学習まちづくり出前講座により職員を派遣するなど、積極的に支援します。」に修正いたします。 A
3	21	市の取組に「低公害車の導入を促進します」とあるが、公用車であればその旨の記載が必要。	原案においては「公用車における低公害車、低排出ガス車など、環境にやさしい車の導入に努めます。」に修正いたします。 A
4	21	市の取組に「公共施設全体のエネルギー消費原単位を年平均1%以上低減します」とあるが設定根拠の記載が必要。	原案においては、「省エネ法第5条に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準」を踏まえて、公共施設全体のエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減します。」に修正いたします。 A
5	21	市民の取組、事業者の取組に「再生可能エネルギー導入」とあるが、太陽光パネルの設置或いは再生可能エネルギーの購入なのか踏み込んだ表現が必要。	原案においては、「太陽光発電設備及び太陽熱利用設備を設置するなど、再生可能エネルギーの導入に努めます。」に修正いたします。 A

No	素案 頁	意見の概要	意見に対する市の考え方※
6	25	クリーン農業について、たい肥化の投入は、過去には皆行っていたが、現在は、大規模機械化と肥料に頼りやらなくなったのか。	ご指摘のとおり、過去には農業者戸々に堆肥盤があり、たい肥作りを行っていましたが、現在は、それぞれの作物の栽培基準において、堆肥の施用が求められているものや、有機質肥料を施用するものがあり、化学肥料使用の削減に向けた取り組みが行われています。また、北海道でも品質、収量を維持する安定したクリーン農業技術の開発を進めています。 E
7	26	農地の保全に関して、農業者に伝わっているのか。	農地の保全に関しては、国の中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払事業を活用して、農業者自らも参画する組織を通じて行われており、農村景観の保全活動や用水、農道等地域資源の維持が図られています。 E
8	27	「酪農家において稲作から生じる稲わらやもみ殻の一部を敷料として活用し」とあるが、どのくらいの規模で収集しているのか。	平成30年産では7,512tの稲わらが排出され、422t、籾殻では1,936tが排出され、109tが敷料に利用されていると推計されます。 E
9	28	農業分野において、もみ殻の焼却を地球温暖化に影響があると思われるため、そのままJAに持ち込むことで乾燥ばいじん、もみ殻焼却もなくクリーン農業にも繋がるが、その考えはあるか。	たきかわ農業協同組合の事業計画では今のところ当該施設の整備計画はありません。 E
10	32	市民の取組に「森林の保全活動に積極的に参加します」とあるが、具体的な活動内容を例示することが必要。	原案においては、「旭町生活環境保全林を活用した森林学習会及び芦別市有林を活用した枝打ち体験会等、森林の保全活動に積極的に参加します。」に修正いたします。 A
11	41	市民の取組に「生活排水対策」とあるが、取組をイメージできないため例示することが必要。	原案においては、「公共下水道への接続や日常生活における節水など生活排水対策の実践に努めます。」に修正いたします。 A
12	47	小中学校における環境教育に関し、環境保全に関する学習があるようだが、ゴミを出さない、周辺的生活環境に影響を与えないことを周知・実践しているのか。	具体的には校内においてゴミの分別・減量・資源化の取組を行っているほか、環境に関する新聞づくり、校舎周辺や地域公園の清掃活動、節電活動等を各学校で行っています。 E

No	素案 頁	意見の概要	意見に対する市の考え方※
13	51	市民の取組、事業者の取組に「身近な環境に関する情報提供」とあるが、どこに提供し、どのような行動や活動につなげるかなど、踏み込んだ表現が必要。	<p>以前は、市民の自発的な活動として国道452号や道道芦別旭川線のゴミ拾い、山女の稚魚の放流事業などが行われており、実施者からの情報提供により、市広報紙や新聞等で広く周知がされており、市民の環境に関する意識啓発にも繋がっていたと考えますが、現在行われている環境美化里親制度、花いっぱい運動、全市一斉親子クリーン作戦などは、市との連携により行われており、市民等からの情報提供が無くても広報紙等で周知しているところです。今後、市民や事業者による活動が行われた場合は、市に対して情報提供いただければ、広報紙等で広く周知させていただき、取組の輪が広がることを期待しています。</p> <p>素案の内容が分かりにくいことから、原案においては、「自ら環境保全に係る活動を実施したときは、市に対して情報提供を行い、広く周知します。」に修正いたします。</p>
			A
14		芦別市は森林が多く空気がきれいだが、農業者における大気汚染もあり、周囲が我慢をしているが、芦別市における認識はどうか。	<p>稲わら等の野焼きが考えられるが、法律の規定に基づき、やむを得ない場合を除いて認められていないので、農協や関係機関とも連携して引き続き農業者に理解を求めてまいります。</p>
			E
15		市では住民より環境破壊等の苦情があった場合、ダイオキシンや二酸化炭素など、様々な汚染理由があると思うので、周辺を測定する必要があると考えるが、芦別市における認識はどうか。	<p>大気汚染が発生した場合、関係機関と連携し原因を究明し、しかるべき対応を図っていきます。</p>
			E

※「意見に対する市の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて素案を修正したもの
B	素案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	素案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	素案に取り入れなかったもの
E	素案の内容についての質問等

問い合わせ先
 総務部企画政策課まちづくり推進係
 電話：0124-22-2111
 メール：kikaku@city.ashibetsu.hokkaido.jp